

重要事項説明書

株式会社エーダンライフ
でいさーびすとなりぐみ
滋賀県草津市上笠二丁目 18 番 16 号
TEL 077-596-5647
(指定事業所番号：2590600272)

1. 事業者について

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人所在地 | 滋賀県草津市新浜町463番地19 |
| (2) 法人名 | 株式会社エーダンライフ |
| (3) 代表者氏名 | 代表取締役 松永 将孝 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 地域密着型通所介護事業所 平成29年4月1日 指定 |
| (2) 事業所番号 | 2590600272 |
| (3) 事業所の目的 | 株式会社エーダンライフが設置するでいさーびすとなりぐみは、要介護状態の利用者に対し、適切な地域密着型通所介護を提供することを目的とします。 |
| (4) 事業所の名称 | でいさーびすとなりぐみ |
| (5) 事業所の所在地 | 〒525-0028
滋賀県草津市上笠二丁目18番16号 |
| (6) 電話番号 | 077-596-5647 |
| FAX番号 | 077-596-5648 |
| (7) 管理者氏名 | 松永 将孝 |
| (8) 運営方針 | <p>地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。</p> <p>利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。</p> <p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p> <p>地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。</p> |

(9) 通常の事業の実施地域

草津市（玉川中学校区のうち東海道新幹線以西、高穂中学校区のうち名神高速道路以西）

(10) 営業日、営業時間及びサービス提供時間、利用定員、休業日

営業日	月曜日～土曜日（祝日含む）
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：20～16：30 ご希望によりサービス提供時間の前後に延長サービスのご利用が可能です。その際、適当数の従業者を配置します。
利用定員	18名
休業日	日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）

3. 職員の配置状況

(1) 事業所では、利用者に対して地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	人数
管 理 者	1人
生活相談員	1人以上
介護職員	1人以上
看護職員	1人以上
機能訓練指導員	1人以上

※ 職員の配置については、指定基準を満たしています。

(2) 職員の勤務体制と担当業務

職 種	業 務
管理者	管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
生活相談員	生活相談員は、サービスの利用申込に係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査並びにサービス提供の企画、実施に関すること及び従事者に対する助言指導、地域密着型通所介護計画の作成、説明等を行います。
介護職員	介護職員は、利用者への介護、その他の介護サービスの提供に従事します。
看護職員	看護職員は、利用者の日常生活の自立を支援及び体調観察、緊急時の対応等を行います。

機能訓練指導員	機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事します。
---------	---

4. 事業所が提供するサービス

(1) 介護保険対象サービス

地域密着型通所介護計画の作成	利用者の目標達成を目指すために地域密着型通所介護計画を作成します。
入浴サービス	一般浴槽による入浴です。利用者の状況に応じた必要な入浴サービスを行います。
健康状態の確認	血圧測定・検温を実施します。
レクリエーション等	季節に応じた行事やゲーム等の活動、体操を実施します。
送迎	ご自宅と事業所との間の送迎を行います。
生活相談・助言	利用者及びその家族から生活相談を受け、助言します。
機能訓練	体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練、及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。
日常生活上の世話	日常生活上、必要な世話をします。

(2) 介護保険対象外のサービス

食事の提供	利用者の状況に応じた必要な食事の提供を行います。
延長サービス	サービス提供時間の前後に延長サービスを行います。

5. 介護保険被保険者証等の提示のお願い

サービスをご利用になる前に、必ず介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証をご提示ください。また、記載内容に変更があった場合にも必ずご提示ください。

6. 利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービスと利用料金

別添をご参照下さい。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金

下記のサービスは、利用料金の全額が利用者のご負担となります。

【実費負担】

食事代	1食当たり	600円
おむつ代	リハビリパンツ Mサイズ	1枚 74円
	Lサイズ	1枚 83円
	パット 小	1枚 14円
	大	1枚 39円

複写物	1枚当たり	10円
レクリエーション費用		実費
交通費	通常の事業実施地域を越えた地点から1km当たり50円	
延長サービス利用料	30分当たり500円（30分未満の端数は切り捨て）	

おむつ代は使用時のみのご請求となります。

※その他、実費が生じた場合は、本人の同意を得て、実費を徴収します。

7. 利用料金のお支払方法について

毎月月末締めとし、翌月10日までに当月分の料金を請求いたします。

お支払い方法は、自動振替、現金支払いまたは、振り込みとさせていただきます。

<input type="checkbox"/> 自動振替	滋賀銀行口座よりの自動振替（振替日 翌月20日）
<input type="checkbox"/> 現金支払い	サービス利用翌月15日までに集金にお伺いします。
<input type="checkbox"/> 振り込み	サービス利用翌月20日までに、当施設指定口座にお支払いください。 金融機関名 滋賀銀行 草津西支店 口座名義人 株式会社エーダンライフ 代表取締役 松永将孝 口座番号 普通 900560 ※振り込みの場合、お客様にて振込手数料のご負担をお願いいたします

8. 利用の開始、中止、変更、追加について

(1) サービスの利用開始に際しては、まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。アセスメントの上、地域密着型通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 利用者は、利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用の中止をする場合には、利用者はサービス実施日の前営業日迄に事業者申し出ることとします。

キャンセル期限	キャンセル料
前営業日 17時30分までに申し出がある場合	無料
前営業日 17時30分までに申し出がない場合	食事代相当額（600円）

※ 但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、キャンセル料は発生しません。

(3) 利用日の変更及び追加は、担当のケアマネージャーと協議の上、調整させていた

だきます。

9. 事故発生時の対応について

利用者のサービス提供中に事故が発生した場合は、以下の対応を行います。

- ①利用者に対する最善の処置
- ②家族、主治医への連絡
- ③管理者、居宅介護支援事業者、市町村等へ報告及び連絡
- ④事後の記録及び原因究明並びに再発防止策の検討

10. 緊急時の対応について

- (1) サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとします。

11. 非常災害時の対応について

サービス提供中に非常災害が発生した場合は、当事業所の非常災害対策マニュアルに従い、迅速且つ安全な避難誘導を行います。また、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

12. 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

所在地 滋賀県草津市上笠二丁目18番16号

電話番号 077-596-5647

FAX番号 077-596-5648

苦情受付窓口 (担当者) 松永 将孝

受付時間 月曜日～土曜日(祝日含む) 8:30～17:30

ただし、12月30日～1月3日を除く。

(2) その他

事業所以外にも以下の関係機関にも苦情・相談窓口があります。

(各窓口の連絡先一覧)

窓 口	電 話 番 号
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605
草津市介護保険課	077-561-2369

13. 個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の了解を得るものとします。

14. 衛生管理等について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 身体拘束等の禁止

事業者は、事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護

するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

17. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 暴力団排除に関する遵守事項

事業を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従事者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。また、その運営について、暴力団員の支配を受けておりません。

19. 地域との連携について

地域密着型通所介護の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

20. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

21. その他運営に関する留意事項

- (1) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」に基づき、利用者及びその家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (2) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することがあります。
- (3) 事業所の管理者その他の従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (4) 利用者は地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意します。
- (5) 利用者が風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合があります
- (6) 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- (7) ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- (8) 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

(事業者)

〒 5 2 5 - 0 0 6 7

所在地 滋賀県草津市新浜町463番地19

名 称 株式会社エーダンライフ

代表者 代表取締役 松永 将孝

説明者 氏 名 印

私は、事業者から本書面により、重要事項の説明を受け、本書面を受領しました。

(本人)

住 所 〒 ー

電話

氏 名 印

(代理人又は代筆者)

住 所 〒 ー

電話

氏 名 印

本人との続柄

代筆の理由

個人情報等の取り扱いについて

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、本人の同意に基づく場合を除いて、下記の利用目的の範囲を越えて使用いたしません。

<利用目的>

1 事業所内における利用目的

- ・利用者 に提供 する 介護 サービス
- ・介護 保険 事務
- ・利用 開始 ・ 終了 等 の 諸 手 続 き
- ・会 計 及 び 経 理
- ・介護 事 故 等 の 報 告
- ・利用 者 へ の 介 護 サービス の 向 上
- ・介護 実 習 へ の 協 力
- ・介 護 の 質 の 向 上 を 目 的 と し た 事 例 研 究
- ・そ の 他 、 利 用 者 に 関 わ る 管 理 運 営 事 業

2 他事業所への情報提供に係る利用目的

- ・他 の 介 護 サービス 事 業 所 、 第 1 号 事 業 所 、 医 療 機 関 等 と の 連 携
- ・他 の 介 護 サービス 事 業 所 、 第 1 号 事 業 所 、 医 療 機 関 等 か ら の 照 会 へ の 回 答
- ・利 用 者 へ の 介 護 サービス の た め 外 部 の 医 師 等 の 意 見 ・ 助 言 を 求 め る 場 合
- ・国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 へ の レ セ プ ト 提 供
- ・国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 又 は 保 険 者 か ら の 照 会 へ の 回 答

(事業者)

〒 5 2 5 - 0 0 6 7

所在地 滋賀県草津市新浜町463番地19

名 称 株式会社エーダンライフ

代 表 者 代表取締役 松永 将孝

私は、事業者から本書面により、その説明を受け、その情報の提供に同意しました。

年 月 日

(利用者)

住 所 〒 ー

電話

氏 名 印

(家 族)

住 所 〒 ー

電話

氏 名 印

利用者との続柄 代筆の理由